

賃上げの令和6年4月1日実施と春闘要求の前進回答を求める署名

今年の人事院勧告後の春闘交渉で日本赤十字社本社人事部長は賃金改定について、9月3日の団体交渉において、「日本赤十字社の経営状態は、職員数、事業規模ともに8割を超える医療事業における令和5年度の収支はマイナス622億円という巨額の赤字を計上しており、コロナ禍前と比較すると患者数が減少しており、医療事業を取り巻く環境は先行き不透明な状況が継続している。その他、水道光熱費、衛生材料費の高騰による影響などの不安要素も継続して見受けられる。安定的事業運営を行うためには、日本赤十字社を取り巻く外部環境の変化に対応する事が強く求められている。しかしながら職員のモチベーションの維持や人材確保の観点、加えて世間の賃上げの気運の高まり、物価上昇が職員の生活に与える影響を勘案して、本日、給与改定に係る回答をする。」と述べた。職員の基準内給与は平均で3.58%、1人あたり13,865円の引き上げ、定期昇給込みで平均4.54%、1人あたりでは17,593円の改定となる。

人事院は令和6年4月1日に給与改定を実施することを勧告し、昇給分については遡及して支給されることに対して、日本赤十字社本社は、昨年同様に年度末の「令和7年3月1日実施とし、当該年度内の改定であり、遡及は生じない」との考えを示した。しかし、われわれ労働組合は春闘要求として4月の賃上げを要求している。また、本社が全職員の生活を守るのであれば、俸給調整給受給の職員にも物価高騰の中での何らかの配慮を要求している。

われわれ日本赤十字労働組合は、組合員が安心して働き続けられる労働条件とすること、また、昨今の物価上昇が続く中、組合員の生活を守るためには、日本赤十字社が令和6年4月1日の賃上げ実施し、昇給分は遡及して支給することを強く要求することを本署名にて表明する。

日本赤十字社 社長 清家 篤 様

《要求事項》

- 賃上げ実施を令和6年4月1日とすること。
- 俸給調整給受給者にも臨時の手当等の配慮をすること。

日赤労組支部名または勤務施設名 ()

氏名	区分
	職員・家族・親戚

日本赤十字労働組合のホームページでも署名にご協力いただけます。
パソコン・スマートフォンからもぜひ署名にご協力ください。

締切日は（Web 含む）

2024年11月15日（金曜日）

【日赤労組ホームページ：Web 署名アドレス QR コード】

<https://x.gd/LXun2>

